

○小樽市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月26日

規則第6号

最近改正 平成25年1月29日規則第1号

平成29年3月10日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、小樽市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年小樽市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派届)

第2条 条例第3条の規定による届出は、会派届（様式第1号）によるものとする。

(交付申請)

第3条 条例第4条第4項及び条例第5条第4項の規定による申請は、政務活動費（追加）交付申請書（様式第2号）により議長を経由して行わなければならない。

(返還届)

第4条 条例第5条第4項及び条例第10条の規定による届出は、政務活動費返還届（様式第3号）により議長を経由して行わなければならない。

(交付額又は返還額の決定)

第5条 市長は、前2条の規定により申請又は届出があったときは、当該会派について交付すべき、又は返還すべき政務活動費の額を決定し、その額を当該会派に交付し、又は返還させるものとする。

(収支報告書)

第6条 条例第8条第1項の報告書は、政務活動費収支報告書（様式第4号）

とする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平25. 1. 29規則1）

（施行期日）

- 1 この規則は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）
附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（平成25年政令第27号で平成25年3月1日から施行）

（経過措置）

- 2 この規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後
に提出する会派届、政務活動費（追加）交付申請書、政務活動費返還届及び
政務活動費収支報告書から適用し、施行日前にこの規則による改正前の小樽
市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により提出した会派届、
政務調査費（追加）交付申請書、政務調査費返還届及び政務調査費収支報告
書については、なお従前の例による。

附 則（平29. 3. 10規則6）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

（宛先）小樽市議会議長

会 派 名

代 表 者 名

印

会 派 届

会派を結成・解散したので、小樽市議会政務活動費の交付に
会派の届出事項に変更があったので、
関する条例第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 会 派 の 名 称
- 2 会派結成年月日
- 3 代 表 者 名
- 4 所 属 議 員 名
- 5 そ の 他（変更内容）

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）小樽市長

（小樽市議会議長経由）

会 派 名

代 表 者 名

印

政務活動費（追加）交付申請書

小樽市議会政務活動費の交付に関する条例 第4条第4項
第5条第4項の規定に

より、次のとおり申請します。

- 1 会 派 の 名 称
- 2 会派結成年月日
- 3 代 表 者 名
- 4 経 理 責 任 者
- 5 所 属 議 員 数（追加交付にあつては、増加した議員数）
人
- 6 交 付 申 請 額 円
- 7 そ の 他（追加交付にあつては、増加を生じた月日）

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）小樽市長

（小樽市議会議長経由）

会 派 名

代表者名

印

政務活動費返還届

小樽市議会政務活動費の交付に関する条例^{第5条第4項}の規定に
第10条
より、次のとおり届け出ます。

- 1 返還を生じた理由及びその月日
- 2 返還額

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）小樽市議会議長

会 派 名

経 理 責 任 者 名 印

政務活動費収支報告書

小樽市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり 年度の政務活動費の収支報告書を提出します。

1 収 入 政務活動費 _____ 円

2 支 出 (単位：円)

項 目	金 額	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
図書購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費		
その他の経費		
合 計		

3 残 額 _____ 円

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第6条関係）